

入 札 説 明 書

件 名

大型高速デジタル複写機賃貸借

仙 台 市

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。）、仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 公告日 令和6年5月8日

2 入札担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所

- (1) 所在地：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
- (2) 担当課：仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124
- (3) 調達責任者：仙台市長

3 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 **大型高速デジタル複写機賃貸借** 一式
- (2) 案件内容 別添仕様書のとおり
- (3) 納入場所 別添仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和6年10月1日から令和11年9月30日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

4 入札参加者に必要な資格

一般競争入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本市の審査により本入札の入札参加者に必要な資格があると認められた者とする。

- (1) 仙台市における令和5・6・7年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者であること。
また、当該資格において営業種目を「**OA機器賃貸**」で登録している者であること。
- (2) 施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 資本金10,000,000円以上であること。

5 入札参加者に必要な資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加者に必要な資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加申請書（添付書類の提出が必要な場合はそれらを含む。以下「申請書類」という。）を提出し、本市から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

4(1)の認定を受けていない者も次に従い申請書類を提出することができる。この場合におい

て、4に掲げる事項のうち4(1)以外の事項を満たしているときは、開札の時に於いて4(1)に掲げる事項を満たしていることを条件として、入札参加者に必要な資格があることを確認するものとするので、当該確認を受けた者が本入札に参加するためには、開札の時に於いて4(1)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 申請書類：一般競争入札参加申請書

(添付書類) なし

イ 提出期間：令和6年5月8日から令和6年5月28日まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は、令和6年5月28日を受領期限とする。）

ウ 提出場所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124

エ 提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること。

(2) 入札参加者に必要な資格の確認は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は令和6年6月6日までに通知する。なお、本入札への参加資格があると認められた者に対しては本入札に係る「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付する。

(3) 上記(2)に示す「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付された者であっても、開札が終了するまでは、入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、辞退届（任意様式）を上記(1)ウの場所に提出すること。入札参加者又はその代理人として入札室に入室した者が入札室内で辞退届を提出した場合は、即時に入札室を退室すること。また、当該入札の辞退を表明している入札書を投函した場合（辞退届その他の書類を投函した場合も含む。）は、無効の入札書を投函したものとみなす。

6 令和5・6・7年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けていない者の手続き

(1) 本入札の参加希望者で、令和5・6・7年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けておらず、4(1)に掲げる要件を満たさない者は、次に従い当該資格審査申請を行うことができる。

ア 提出書類：仙台市ホームページで確認すること。

<https://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/buppin.html>

イ 提出期間：令和6年5月8日から令和6年5月17日まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は、令和6年5月17日を受領期限とする。）

ウ 提出場所：5(1)ウに同じ。

エ 提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること。

(2) 令和5・6・7年度競争入札参加資格(物品)の認否の決定は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は認否の決定後に通知する。

(3) 4(1)に掲げる令和5・6・7年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者で、4(1)に掲げる営業種目の登録をしていない者は、営業種目の追加を行うことができる。営業種目の追加を行う者は、5(1)に掲げる入札参加申請書等の提出に併せて、「入札参加資格登録事項変更届

（様式第10号）」を提出すること（「変更事項」欄に「種目の追加」と記入し、「変更後」欄に追加する営業種目名を記入すること。なお、営業に関し、法令上の許可・登録を必要とする業種の場合は許可（登録）証明書の写しを添付すること）。なお、当該変更届の様式を掲載しているホームページのアドレスは次のとおり。

<https://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/henko.html>

7 仕様書に対する質問

- (1) 本入札の参加希望者で、別添仕様書に対する質問（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、次に従い提出すること。

ア 提出書類：質疑応答書（別添様式。質問事項を記載すること。）

イ 提出期間：5 (1)イに同じ。

ウ 提出場所：5 (1)ウに同じ。

エ 提出方法：5 (1)エに同じ。

- (2) (1)の全ての質問に対する回答は、**令和6年6月6日までに**、本入札説明書を公開しているホームページ内に掲載する。

8 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時：**令和6年6月25日 13時20分**

ただし、郵便による入札の受領期限は**令和6年6月24日**とする。

- (2) 場 所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市財政局財政部契約課入札室

ただし、郵便による入札のあて先は「仙台市財政局財政部契約課物品契約係」とすること（住所は上記に同じ）。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること（電話番号022-214-8124）。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
(2) 契約保証金：免除

10 入札及び開札方法等

- (1) 入札書は持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）すること。電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面及び契約書案並びに規則及び特例規則を熟知の上、入札をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、本入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (4) 入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び下記(18)の立会い職員以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札室に入室することができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に**一般競争**

入札参加資格認定通知書（５の手続きにより本市から交付を受けたもので、写しによることができる。）及び**身分を確認できるもの**（マイナンバーカード、自動車運転免許証、会社発行の写真付き身分証等すべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては**入札権限に関する委任状**（別添様式によること。）を提示又は提出しなければならない。

(7) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することができない。

(8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させるものとする。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者

(9) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、別添様式による入札書を作成し、提出すること。なお、入札書には、次の事項を記載すること。

ア 件名（**大型高速デジタル複写機賃貸借**）

イ 入札金額（**１か年当たりの賃借料（課税業者にあつては消費税及び地方消費税相当額抜き）**〔月額基本料金の１２か月分と複写料金の１２か月分の合計額〕）

・入札金額は、別添「大型高速デジタル複写機賃貸借入札書の記載金額について」と「仕様書別紙１」を参照のうえ、記載すること。

・想定枚数は、あくまでも想定される数量であり、発注することを約束する数量ではない。実際の使用枚数が、想定枚数に満たない場合であっても、本市は一切の責を負わない。

ウ 日付（持参の場合は入札日を、郵送の場合は発送日を記入すること。）

エ 宛て先（「仙台市長」と記入すること。）

オ 入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）

カ 入札者氏名及び押印。ただし、押印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記入すること。

(10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。

(11) 持参による入札の場合においては、入札書を封筒に入れ、かつ、その封皮に入札参加者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）、件名及び入札日を表記し、８(1)に示した日時に、８(2)に示した場所において提出しなければならない。

郵便による入札の場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、入札書を入れて密封した中封筒及び一般競争入札参加資格認定通知書の写しを入れ、８(1)に示した受領期限までに、８(2)に示した場所に到達するよう郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）しなければならない。なお、この場合、中封筒の封皮には、上記の持参による入札の場合と同様に必要事項を記載しておくこと。

(12) 入札金額は、一切の諸経費（ただし、仕様書において発注者が負担することとしているものを除く。）を含めて見積もった金額とすること。

(13) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から課税時の消費税率により算出した消費税相当額を減じた金額を入札書に記載すること。

- (14) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること（えんぴつ等の容易に消去可能な筆記用具は使用しないこと）。
- (15) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）から提出された書類を本市の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (16) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (17) 入札執行主務者は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。
- (18) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行う。
- (19) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）の入札のうち予定価格以下の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。ただし、郵便による入札は初度の入札のみ認める。なお、再度の入札を辞退する者は入札室から退室しなければならない。この場合、辞退届の提出は不要とする。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とし、無効の入札書を提出したものを落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本市より入札参加者に必要な資格がある旨確認された者であっても、開札時点において、4に掲げる資格のないものは、入札参加者に必要な資格のない者に該当する。

- (1) 4に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (4) 入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）並びに入札者氏名の記載のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）並びに入札者氏名（代理人の氏名）の記載のない又は判然としない入札書
- (6) 件名又は入札金額の記載のない入札書（「0円」または「無料」等の記載は入札金額の記載のない入札書とみなす。）
- (7) 件名の記載に重大な誤りのある入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額を訂正した入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) 8(1)に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 入札が真正なものであることが確認できない入札書
- (13) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (14) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し、価

格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書

(15) 当該入札の辞退を表明している入札書（辞退届その他の書類を投函した場合も含む。）

(16) その他入札に関する条件に違反した入札書

12 落札者の決定方法等

(1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格以下で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者（入札室に入室していた代理人を含む）にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知する。

(4) 落札者が、規則第14条で定める期日まで、契約書の取交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

13 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

落札決定後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行わない。この取扱いにより、落札者に損害が発生しても、本市は賠償する責を負わない。

(1) 「4 入札参加者に必要な資格」各号のいずれかに該当しないこととなったとき。

(2) 一般競争入札参加申請書又はその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

14 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知りえたときから10日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

15 留保条項

契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

16 契約の締結及び契約書の作成

(1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日（その期間中に仙台市の休日を定める条例（平成元年仙台市条例第61号）第1条第1項に規定する休日があるときは、その日数を除く。）以内に契約書の取交わしを行うものとする。ただし、落札者が遠隔地にあ

る等特別の事情があるときは、その事情に応じて本市が別に定めた期日までとする。

- (2) 本契約は本市と契約の相手方との双方が契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

17 支払いの条件

別添契約書案による。

18 契約条項

別添契約書案、規則及び特例規則による。

19 その他必要な事項

- (1) 入札をした者は、入札後、この入札説明書、契約書案、仕様書、図面、質疑応答書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。
- (3) この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することがある。また、本市は本契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

留意事項

入札説明書本文に記載のとおり、一般競争入札参加申請時及び入札時には下記の書類等が必要となります。不備がある場合、失格又は入札無効となる場合がありますので、ご注意ください。なお、一般競争入札参加資格認定通知書の再発行は行いません。

1 一般競争入札参加申請時の提出書類

- ☐ 一般競争入札参加申請書

2 入札時の必要書類等（持参の場合）

- ☐ 一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）

- ☐ 身分を確認できるもの

（マイナンバーカード，自動車運転免許証，会社発行の写真付き身分証明書等。ただし，原本に限る。写真付き名刺，健康保険証は不可。）

- ☐ 代理人が入札する場合は，委任状（本市様式に限る。）

- ☐ 入札書（本市様式に限る。）

- ☐ 入札用封筒

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(宛て先) 仙 台 市 長

申 請 人 住 所

商号又は名称

氏 名

印※

電 話 番 号

物品等又は特定

役務の名称（件名） _____

上記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、申請します。

なお、本申請書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

(注) 申請は、原則として本店の代表者名で行って下さい。ただし、競争入札参加資格申請時（登録時）において、支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は、受任者名で申請してください。

※押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記載すること

本件責任者 部署名（任意） _____ 氏名 _____ 電話 _____

本件担当者 部署名（任意） _____ 氏名 _____ 電話 _____

Email : _____

質 疑 応 答 書

件名

		整理番号 (仙台市記入欄)										
質 問 事 項		回 答 (仙台市記入欄)										

注 1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注 2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注 3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

大型高速デジタル複写機賃貸借入札書の記載金額について

入札金額は、日本通貨による表示とし、1か年当たりの賃貸料(課税業者にあたっては消費税及び地方消費税相当額抜き)[月額基本料金の12か月分と複写料金(下表の月毎の使用想定枚数×単価)の12か月分の合計額]で入札すること。

賃借料

●基本料金	月額
-------	----

●複写料金				
1枚～枚	枚～枚	枚～枚	枚～枚	枚以上
@円	@円	@円	@円	@円

月	想定枚数	基本料金	複写料金	合計金額
4月	720,000枚			円
5月	720,000枚			円
6月	720,000枚			円
7月	720,000枚			円
8月	720,000枚			円
9月	720,000枚			円
10月	720,000枚			円
11月	720,000枚			円
12月	720,000枚			円
1月	720,000枚			円
2月	720,000枚			円
3月	720,000枚			円
合計	8,640,000枚	円	円	円

↑
入札書に記載する金額

※ 提出は不要です。

入 札 書

件名

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

注：入札金額は契約希望金額から消費税（相当）額を除いた金額

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧
のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

（宛て先）

_____ 様

会 社 （ 商 店 ） 名

入 札 者 氏 名

印※

（注）委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

※押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記載すること

本件責任者 部署名（任意） _____ 氏 名 _____ 電 話 _____ .

本件担当者 部署名（任意） _____ 氏 名 _____ 電 話 _____ .

記載例（本人の場合）

競争入札参加資格者名簿に登録されている代表者（受任者の登録がある場合は受任者）名で入札を行う場合。

入 札 書

件名 ○○○○○○○○業務委託

入札金額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	1	2	3	4	5	0	0	0

注：入札金額は契約希望金額から消費税（相当）額を除いた金額

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧
のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

令和○ 年 ○ 月 ○ 日

（宛て先）

仙台市長

支店長が入札を行う場合は、支店名も記載します。

会 社（ 商 店 ） 名

→ ○○○○株式会社

支店長が入札を行う場合は、「支店長 ○○ ○○」と記載します。

入 札 者 氏 名

→ 代表取締役 ○○ ○○

印※

印は、競争入札参加資格名簿登録時に提出した
「使用印鑑届」による届出印を使用します。
※押印は省略できます。その場合、下部の責任者
及び担当者欄を記入します。

（注）委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

※押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記載すること

本件責任者 部署名（任意） 氏 名 電 話 .

本件担当者 部署名（任意） 氏 名 電 話 .

記載例（代理人の場合）

委任状で代理人と定められた者が入札を行う場合。

入 札 書

件名 ○○○○○○○○○業務委託

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	元
		¥	1	2	3	4	5	0	0	0

注：入札金額は契約希望金額から消費税（相当）額を除いた金額

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

令和〇 年 〇 月 〇 日

(宛て先)

仙台市長

委任状に押印した「使用印鑑」を押印します。

※押印は省略できます。その場合、下部の責任者及び担当者欄を記入します。（委任状の使用印鑑欄も空欄とします。）

会社（商店）名 ○○○○株式会社

委任状で代理人と定められた者の氏名

入札者氏名

☐ ☐ ☐ ☐

印※

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

※押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記載すること

本件責任者 部署名（任意） 氏 名 電 話

本件担当者 部署名 (任意) 氏 名 電 話 .

委任状

年 月 日

様

住所

委任者

氏名

印※1

私は、
を代理人と定め、
年 月 日
仙台市において行う下記件名の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

記

件名

受任者は次の印鑑を使用します。※2

使 用 印 鑑



※1 押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記載すること

本件責任者 部署名（任意） 氏 名 電 話

本件担当者 部署名（任意） 氏 名 電 話

※2 入札書への押印を省略する場合は、使用印鑑の届出は不要です。

委任状

令和〇年 〇月 〇日

仙台市長

様

住所 仙台市〇〇区△△■丁目■一■

委任者

〇〇〇〇株式会社

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

印※1

私は、□□ □□ を代理人と定め、 令和〇年 〇月 〇日
仙台市において行う下記件名の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

競争入札参加資格者名簿に登録されている代表者（受任者の登録がある場合は受任者）名で作成し、登録時に提出した「使用印鑑届」による届出印を使用します。
※押印は省略できます。その場合、下部の責任者及び担当者欄を記入します。

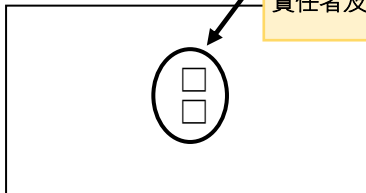
件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託

受任者は次の印鑑を使用します。※2

印は、この委任状で入札に関する委任を受けた者（実際に入札に参加する者）の私印を押印します。

※押印は省略できます。その場合、下部の責任者及び担当者欄を記入します。

使用印鑑



※1 押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記載すること

本件責任者 部署名（任意） 氏 名 電 話

本件担当者 部署名（任意） 氏 名 電 話

※2 入札書への押印を省略する場合は、使用印鑑の届出は不要です。

【案】

大型高速デジタル複写機賃貸借契約書（長期継続契約用）

仙台市（以下「発注者」という。）と消費税に係る

課
免

 税業者 _____

（以下「受注者」という。）とは、下記の条項により、大型高速デジタル複写機（以下「複写機」という。）の「賃貸借及び消耗品供給」に関する契約を締結する。

（総則）

- 第1条** この契約は、受注者が複写機を常時正常に稼動し得る状態において発注者の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、複写のために必要な消耗品（用紙を除く。以下同じ。）を円滑に供給することを目的とする。
- 2 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 5 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 8 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 9 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 10 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（定義）

- 第1条の2** この契約書において「遅延損害金約定利率」とは、契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

（対象物件）

- 第2条** この契約の対象物件は、別紙に定める複写機とする。

（契約期間）

- 第3条** 複写機の契約期間は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日までとする。
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

（契約保証金）

- 第4条** 契約保証金は免除とする。

（設置場所）

- 第5条** 複写機の設置場所は、仙台市 _____ とする。
- 2 設置場所への搬入及び設置場所（次項の規定により変更された設置場所を含む。以下同じ。）からの搬出は、受注者が行う。
- 3 発注者は、設置場所の変更を必要とする場合には、あらかじめその旨を受注者に通知し、その変更を求めることができる。

- 4 前項の規定による設置場所の変更に要する費用については、発注者と受注者とが協議のうえ決める。

（納入期限）

第6条 複写機の納入期限は、 年 月 日とする。

（賃借料）

第7条 賃借料は、基本料金及び複写料金の合計額に課税時点での消費税率を乗じて得た金額を加えた金額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、1月ごとに算定する。

- 2 基本料金は、別紙に定める額とする。
- 3 当該月の使用期間に1円未満の端数がある場合における基本料金は、前項の基本料金の額に当該使用期間の日数に対する割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
- 4 複写料金は、当該月の複写枚数（受注者が第12条第1項又は第2項の規定による複写機の点検及び調整又は修理のために使用した複写枚数及び受注者の責めに帰すべき事由により不良の複写が生じた場合における当該複写枚数を除く。）に応じ、別紙に定める区分ごとに当該区分に係る単価を乗じて得た額の合計額とする。

（賃借料の請求及び支払い）

第8条 受注者は、毎月10日までに、前月分の賃借料について、請求書により請求を行うものとし、発注者は、請求書を受領した日から30日（請求書の内容の全部又は一部が不当であることにより返付した場合は、返付した日から是正された請求書を受領した日までの日数を除く。）以内にこれを支払うものとする。

- 2 前項の請求は、当該前月分の複写枚数について、あらかじめ発注者の確認を受けて行わなければならない。

（一般的損害等）

第9条 この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者の負担とする。ただし、その損害（保険その他によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、この限りではない。

（所有権の表示）

第10条 受注者は、複写機に受注者の所有に属する旨の表示をすることができる。

（複写機の使用）

第11条 発注者は、善良な管理者の注意をもって複写機を使用しなければならない。

（保守及び消耗品の供給）

第12条 受注者は、発注者が複写機を常時正常な状態で使用できるように、定期的に複写機の点検及び調整を行わなければならない。

- 2 複写機が故障した場合において、発注者の要請があったときは、受注者は、直ちに複写機の修理に着手し、速やかにこれを正常な状態に回復させなければならない。
- 3 受注者の責めに帰すべき事由により複写機が正常な状態で稼働できない場合において、発注者の請求があったときは、受注者は、速やかに、これに代えて他の正常な複写機を発注者の使用に供しなければならない。
- 4 受注者は、随時巡回して消耗品の不足が生じないように、消耗品の供給を行わなければならない。発注者からの申出があった場合も、同様とする。
- 5 受注者が、第1項から前項までの規定による業務（以下「保守等の業務」という。）を怠り、発注者の業務に支障を与えたときは、発注者と受注者とが協議のうえその月の賃借料を減額す

ることができる。

(保守等の代行)

第 13 条 前条の規定により、受注者が行うべき保守等の業務及びこれに付帯する業務は、次に掲げる保守代行者が受注者に代わって行うことができる。

保守 代行者	商号又は名称	所在地

- 2 前項又は次条第 1 項ただし書きの規定により保守代行者が受注者の業務を代行する場合において、当該保守代行者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、受注者は、当該保守代行者とともに、その責めを負うものとする。

(再委託等の禁止)

第 13 条の 2 受注者は、前条第 1 項に定めるものを除くほか、保守等の業務及びこれに付帯する業務を第三者に履行させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁。以下この条において「指名停止要綱」という。）による指名停止（同要綱別表第 21 号によるものを除く。）の期間中の者に保守等の業務及びこれに付帯する業務を履行させてはならない。ただし、発注者がやむを得ないと認め、前項ただし書きの規定により承諾した場合はこの限りでない。
- 3 第 1 項ただし書きの規定にかかわらず、受注者は、指名停止要綱別表第 21 号による指名停止の期間中の者又は仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁。以下「暴力団等排除要綱」という。）別表各号に掲げる要件に該当すると認められる者を、この契約に関連する契約（下請契約、委任契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約で、この契約に関連して締結する契約をいう。次項において同じ。）の相手方とすることができない。
- 4 発注者は、受注者に対して、この契約に関連する契約の相手方につき、その商号又は名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

(身分証の携帯)

第 14 条 受注者は、保守等の業務を行うに当たり第 5 条の設置場所に立ち入る場合は、当該業務を行う受注者又は保守代行者の従業員にその身分を証明する証票を携帯させなければならない。

(秘密の保持)

第 15 条 受注者は、保守等の業務を行うに際して知り得た発注者の業務上の秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

- 2 受注者は、保守代行者に対し、当該保守代行者が保守等の業務を代行するに際して知り得た発注者の業務上の秘密を保持させなければならない。

(保険)

第 16 条 受注者は、その負担において、複写機に動産総合保険を付するものとする。

(発注者の任意解除権)

第 17 条 発注者は、契約期間内において、次条又は第 19 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 発注者は、特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱（平成 7 年 12 月 25 日市長決裁）第 5 条第 2 項の要請を受けた場合において、これに従うときは、特に必要があると認められるものに限り、当該契約を解除することができる。

(発注者の催告による解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 第6条に定める複写機の納入期限内に物件を搬入し設置しないとき又は納入期限後相当の期間内に物件を搬入し設置する見込みがないと認められるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第32条の規定に違反してこの契約によって生ずる債権を譲渡したとき。
- 二 この契約の物件を搬入することができないことが明らかであるとき。
- 三 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、既履行部分及び履行可能部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 六 受注者がこの契約に関し次のいずれかに該当するとき。
 - イ 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。
 - ロ 受注者に対してなされた独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令が確定したとき。
 - ハ 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑に処せられたとき。
- 七 第22条又は第23条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 八 暴力団(暴力団等排除要綱第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団等排除要綱第2条第4号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 九 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その代表者又は構成員。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 受注者の代表役員等(暴力団等排除要綱別表第1号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。)又は一般役員等(暴力団等排除要綱別表第1号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。)が暴力団員若しくは暴力団関係者(暴力団等排除要綱第2条第5号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部(以下「県警」という。)から通報があり、又は県警が認めたとき。
 - ロ 受注者(その使用人(暴力団等排除要綱別表第2号に規定する使用人をいう。))が受注者のために行った行為に関しては、当該使用人を含む。以下この号において同じ。)、受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等(暴力団等排除要綱第1条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。)の威力を利用していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
 - ハ 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- ニ 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を

有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

ホ 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

ヘ イからホに掲げるものを除くほか、受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

ト イからヘに掲げるものを除くほか、受注者が仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

チ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（チに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条 第18条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（暴力団等排除に係る報告義務）

第21条 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等（仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。以下この条において同じ。）から不当介入（暴力団等排除要綱第2条第6号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（暴力団等排除要綱第7条第2項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

（受注者の催告による解除権）

第22条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第23条 受注者は、契約内容の変更により契約金額が3分の2以上減少するとき、直ちにこの契約を解除することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第24条 第22条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（物件に損害が生じた場合の修繕費用）

第25条 発注者及び受注者双方の責めに帰することができない事由により物件に損害が生じた場合（次条第1項及び第27条第1項に規定する場合を除く。）における当該物件の修繕費用は、受注者がこれを負担する。

（物件の全部滅失による賃借料の取扱い）

第26条 発注者及び受注者双方の責めに帰することができない事由により物件の全部が滅失したときは、受注者は発注者に対し、当該滅失の日から契約期間の満了の日までの賃借料を請求することができない。

- 2 発注者の責めに帰すべき事由により物件の全部が滅失したときは、受注者は前項の賃借料を請求する権利を失わない。この場合において、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを発注者に償還しなければならない。

（物件の一部滅失による賃借料の減額等）

- 第 27 条** 物件の一部が発注者の責めに帰することができない事由により滅失したときは、発注者は受注者に対して、その滅失した部分の割合に応じて賃借料の減額を請求することができる。
- 2 前項の場合において、残存する部分のみでは発注者が賃借をした目的を達成することができないときは、発注者はこの契約の解除をすることができる。

（損害賠償の予定）

- 第 28 条** 受注者は、第 19 条第 6 号のいずれかに該当するときは、物件の納入の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、賃借料の 10 分の 2 に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし、同条同号イに該当する場合において、排除措置命令の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には、この限りでない。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（発注者の損害賠償請求等）

- 第 29 条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 一 第 6 条の納入期限内に物件を納入することができないとき。
 - 二 受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたとき。
 - 三 前 2 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約代金の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第 18 条又は第 19 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 契約期間終了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
 - 三 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号において、納入期限後に納入の見込のあるときは、発注者は、第 1 項の損害賠償に代えて、受注者に対して期限を定めてその履行を催告するとともに、違約金を請求することができる。
- 6 前項の違約金は、第 3 条の契約期間内に支払われるべき基本料の総額に、遅延日数に応じ、

遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第 30 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第 22 条又は第 23 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 発注者の責めに帰すべき事由により、物件に損害を与えたとき。
 - 三 前 2 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項各号の場合において、第 16 条の動産総合保険により補填された損害については、受注者は、補填された額を超える部分に限り、その賠償を発注者に対して請求することができる。
- 3 第 8 条第 1 項の規定による賃借料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、当該未受領賃借料につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(予算の減額等による契約変更等)

第 31 条 発注者は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

- 2 前項の規定に基づきこの契約を変更又は解除し、受注者にその変更又は解除に係る損害が生じた場合において、発注者はその損害を賠償する責を負わないものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 32 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 受注者は、この契約上の物件を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約終了の措置)

第 33 条 第 3 条の契約期間が満了し又はこの契約が解除により終了した場合は、受注者は、直ちに、複写機及び消耗品を第 5 条の設置場所から搬出しなければならない。

(その他)

第 34 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議のうえ定める。

上記契約の証として、本書 2 通を作成して、発注者と受注者が記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

年 月 日

発注者 住 所 仙台市 区

氏 名 仙 台 市

代表者 市長

印

受注者 住 所

氏 名

印

別紙

契 約 対 象 物 件

品 名	規 格	数 量

賃 借 料

基 本 料 金	月 額	円
---------	-----	---

複 写 料 金		
複 写 枚 数 の 区 分		単 価
1 枚 ～	枚まで	円
枚 ～	枚まで	円
枚 ～	枚まで	円
枚 ～	枚まで	円
枚 以上		円

【特約条項】長期継続契約特約

この契約においては、本則に加えて次の条項を適用する。

（長期継続契約）

第1条 この契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

（予算の減額等による契約変更等）

第2条 発注者は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定による契約の変更又は解除により、受注者が損害を受けた場合であっても、発注者はその損害賠償の責めを負わないものとする。

仕 様 書

件 名 大型高速デジタル複写機賃貸借

Large High-speed Digital Copier Lease Contract

発注課 仙台市財政局契約課

1 調達物品の概要

今回賃貸借により調達する機器は、複写機本体及び専用自動無線綴機等から構成され、原稿の読み取りから、プリント、丁合及び製本までの一連の処理を行なうことができるものである。

2 調達物品の品名及び数量

大型高速デジタル複写機 一式

3 納入場所

仙台市役所本庁舎 2階 浄書コーナー
仙台市青葉区国分町3丁目7-1

4 納入期限

令和6年10月1日

5 賃貸借期間

令和6年10月1日～令和11年9月30日

6 機器構成

(1)	複写機本体（A・B）	各1台
(2)	自動原稿送り装置	2台
(3)	ホチキス製本装置	2台
(4)	自動無線綴じ製本機	1台

※なお、一体型でも可とする。

7 機器仕様

原稿の読取り、プリント、丁合及び製本の各工程について並行処理ができるものであって、各機器の構成は次の通りである。

(複写機本体 (A))

名 称		機 能 等
原稿サイズ		B 5 ～ A 3 判の範囲が可能
解 像 度		入・出力ともに 600dpi 以上
プリント（用紙）サイズ		A 4 ～ A 3 判の範囲が可能
連続プリント速度		A 4 判 135 枚／分以上 A 3 判, B 4 判 70 枚／分以上
プリント倍率	任意倍率	25～400%（1 %刻み）の範囲が可能
給紙方法		5 段給紙トレイ以上, 4,000 枚以上セット可能
編集機能		画像編集及びページ編集が可能であること

(複写機本体 (B))

名 称		機 能 等
原稿サイズ		B 5 ～ A 3 判の範囲が可能
解 像 度		入・出力ともに 600dpi 以上
プリント（用紙）サイズ		A 4 ～ A 3 判の範囲が可能
連続プリント速度		A 4 判 110 枚／分以上 A 3 判, B 4 判 60 枚／分以上
プリント倍率	任意倍率	25～400%（1 %刻み）の範囲が可能
給紙方法		5 段給紙トレイ以上, 3,000 枚以上セット可能
編集機能		画像編集及びページ編集が可能であること

(自動原稿送り装置)

名 称		機 能 等
自動原稿送り	原稿サイズ	最大 A 3 判
	原稿読み取りスピード	100 枚／分以上（A 4 片面）
	原稿収容枚数	100 枚（両面原稿 200 枚以上）
※B 5 判～A 3 判の場合でも、原稿送りができること		
※両面同時読み取りが可能なこと		

(ホチキス製本装置)

ホチキス	用紙サイズ	A 4 ～ A 3 判
	用紙枚数	2 枚～100 枚の範囲が可能 (A 4 判)
	綴じ数	1 ヶ所又は2 ヶ所
	その他	中綴じ製本機能はA 3 判で 20 枚が可能であること

(自動無線綴じ製本機)

製本サイズ	A 4 判 (最大 320 mm×320 mm)
製本スピード	最高 500 サイクル (冊) /1 時間
製本厚さ	1 ミリ～5 0 ミリの範囲が可能
その他	独立した外部製本機でも可とする

(その他)

設置スペース	幅 6.60m×奥行 4.50mのスペースに機器が設置可能であり、印刷作業が可能であること
印刷原稿	紙原稿及びU S B メモリなどの電子媒体による原稿 (Word, Excel, PowerPoint, PDF) に対応が可能であること パソコンを接続する場合には※ 1 のとおりとする
枚数計算	1 ヶ月ごとに、プリントした枚数の合計又は1 原稿ごとのプリント枚数が集計可能であること

(※ 1 パソコンを接続する場合)

サイズ	ノート型、A 4 サイズ
メモリ	8 G B 以上
O S	Windows 11 Pro(64 ビット)
アプリケーションソフト	Microsoft Office Home & Business 2021 Adobe Acrobat Reader DC
セキュリティソフト	浄書コーナー内はインターネット及び電話回線網に接続できない。パソコンを使用する場合には、本市が用意するセキュリティソフトをインストールし、受注者が適宜パターンファイルのアップグレード、更新等を実施すること。
その他	機器との接続に必要なH U B、ケーブル等も用意し、配線、設定を行うこと

8 一般事項

- (1) 受注者は、業務責任者を選任し、業務の遂行について本市との連絡調整にあたらせるものとする。
- (2) 本業務に関し、本庁舎に出入りする際には、本市に対し連絡を行なうこと。また、本庁舎内での作業については、本市の指示に従うこと。

9 機器の搬入、設置・調整・撤去作業

- (1) 機器の搬入及び撤去作業は、事前に本市と協議し本市の指示に従うこと。
- (2) 機器の搬入、設置・調整・撤去の際に必要なケーブル等の機材は、全て受注者側の負担で用意すること。
- (3) 本仕様書に記載がなくとも、当然実施すべきと判断される作業等については適切に行なうこと。

10 納入機器の検査

- (1) 検査は、本市契約規則に基づき行なうものとする。
- (2) 機器賃貸借の開始までに動作テストを行い、本市の承認を得ること。
- (3) 納入機器に不良箇所等があった場合には、速やかに交換すること。

11 研修

- (1) 設置後本市の職員等に対し、本機器を適切に操作できるよう、操作方法等について次により十分な研修を行なうこと

ア 操作研修（毎年）

- ① 受講対象 : 本市職員等
- ② 講習回数 : 1年間に10回程度（初年度のみ15回程度）
- ③ 受講人数 : 1回につき7人程度
- ④ 講習時間 : 1回につき1時間程度（1日に2回程度）

イ 操作マニュアルの提供

操作研修受講者に対して操作マニュアルを作成し、紙で配布すること。

- (2) 研修場所は本庁舎2階浄書コーナー内とする。
- (3) 研修のための機器については、今回調達する機器を利用すること。
- (4) 研修内容の詳細及びスケジュールは受注者と本市で別途協議するが、機器導入直後についてはできるだけすみやかに操作研修を実施するものとする。
- (5) 研修講師、研修資料の作成及び研修機器の持込み等にかかる経費は、受注者の負担とする。
- (6) その他、機器を設置する室内に、本市職員等が機器を円滑に操作できるよう、電源のオン・オフ等、操作方法について分かりやすく表示すること。

1 2 機器の保守

賃貸借期間内において、次の保守を行なうこと。

- (1) 本調達で導入する機器に対して、月 2 回以上定期的に保守点検を実施すること。
- (2) 保守点検には消耗品の補充も含めるものとする。ただし、プリント用紙、製本用ホチキス及び自動無線綴機に係るカッター、接着剤等の消耗品の補充は含めないものとする。
- (3) 本調達で導入する機器に障害が発生した場合、本市から連絡を受けてから半日以内に復旧作業に着手すること。
- (4) 障害の復旧作業は、部品の修理・交換等を含めて作業開始から 1 日以内に終わらせること。ただし、復旧作業に着手した日の翌日が閉庁日に当たる場合や、部品の欠品等、特段の事由がある場合はその限りでない。
- (5) 本調達で導入する機器に通常の使用で障害が発生した場合、部品の修理・交換等は全て無償で行なうこと。
- (6) 年末年始を除く平日 9 時から 17 時半までの間は電話によるヘルプデスクを開設することとし、機能・操作等に関する問い合わせ対応を行うこと。
- (7) 機器設置場所である仙台市役所 2 階浄書コーナーには本市職員は常駐せず、財政局契約課職員が機器の使用予約受付及び部屋の鍵を管理するのみである。当該条件を踏まえたうえで保守を行なうこと。

1 3 その他

(1) 提出書類

提出書類及び時期については、次の通りとする。また、提出書類は、全て日本語で記載し、原則として A 4 判で作成すること。

ア 業務責任者及び業務担当者届 契約日の翌日 1 部

イ 導入調整作業報告書 導入調整作業完了後 2 日以内 1 部

ウ 利用者用操作マニュアル（上記 1 1 (1) イにあたるもの）

導入調整作業報告書提出日 5 部及び電子データ

(2) 保険

受注者は賃貸機器に対して、受注者の負担で動産総合保険に加入すること。

(3) プリント枚数

本調達で導入する機器でプリントする使用想定枚数及び過去の使用実績は、別紙 1 のとおりである。

(4) 支払いの条件

賃借料は、1 か月分を翌月請求により支払う。

月毎・年間使用想定枚数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
月毎平均	720,000	720,000	720,000	720,000	720,000	720,000	720,000	720,000	720,000	720,000	720,000	720,000	8,640,000

【参考】年度別使用枚数実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R1年度	883,526	789,121	982,943	516,840	589,985	716,186	557,806	644,068	286,142	526,730	921,282	861,341	8,275,970
R2年度	732,798	1,088,080	879,102	620,089	1,094,861	776,999	781,372	538,766	680,261	424,450	577,238	911,425	9,105,441
R3年度	1,028,144	661,985	707,045	399,500	583,683	466,218	868,554	483,096	663,668	438,766	827,686	763,248	7,891,593
R4年度	1,017,417	531,659	799,675	476,535	528,623	844,577	469,725	479,832	575,563	361,885	750,496	1,102,499	7,938,486
R5年度	795,301	690,922	715,247	466,694	364,713	569,646	462,735	594,568	660,357	502,846	719,626	648,643	7,191,298
月毎平均	891,437	752,353	816,802	495,932	632,373	674,725	628,038	548,066	573,198	450,935	759,266	857,431	8,080,558